

工事代金の未収対策

工事代金が回収できない... 組合に相談してみれば



東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

- 本部 四日市市芝田1丁目11-27 ☎(059)356-1017
中勢支部 津市上舟町18-137-7ビル2F ☎(059)213-1193
伊賀支部 伊賀市上林670 ☎(059)213-1193
名張支部 名張市緑が丘東182 ☎(059)213-1193



大橋裕子参議院議員 (社会民主党)

厚生労働省は今年10月からこれまで労災保険に加入できなかったフリーランス(個人事業主)を対象に、原則、全業種に広げる方向で議論を進めています。

フリーランスの労災加入 大橋参議(社民)と協議へ

フリーランスの労災加入

現在、労災保険に加入できない「特別加入制度」は、個人で建設業に従事する「一人親方」といった25業種が対象となっています。新制度では企業から業務を委託される全業種に認められ、建築士、測量士などの建築関連職種からデザイナー、コンサルティング業

なども加入対象となります。個人で仕事を請け負うフリーランスは増加していますが、企業との雇用関係がなく、業務起因のケガや病気をしても療養費や休業補償が労災保険でカバーされないことが問題視されてきました。新制度に対応するため、関係団体と協議を重ねてきました。この新制度に精通している大橋裕子参議院議員(社会民主党)から制度の関係文書を手、問題点が多い制度であることを判明しました。森永委員長は制度の詳細を確認する必要があるとして、大橋氏に5月中旬頃の協議を要請し、快諾を得ました。

特報 法人事務所

「適用除外」令和7年度から実施

法人成りの前に相談を

組合員拡大に弾み

懸案となっていた建設連合保険の「適用除外」を令和7年4月から実施することになりました。生川理事長(三重)との懇談で明らかとなりました。これにより組合員の拡大に弾みがつくこととなります。

消費税導入35年 「究極の選択」

税務相談は組合へ

消費税の導入から4月1日で35年になります。連続増税とコロナ禍、物価高騰が暮らしと経営を圧迫しています。昨年10月に間接増税のインボイス制度が始まりました。インボイス導入で取引排除や値引き強要など弊害がすでに出ています。今年の3月では昨年10月12月の消費税納税でしたが、来年には12ヶ月となり、3年後には軽減措置も終了します。多くの免税事業者がインボイスを登録するか消費税分の値引きを迫られるなど「究極の選択」に直面しています。日々の帳簿等の事務作業や税金申告でお困りの方は組合までご相談ください。組合と提携している税理士を紹介いたします。

豊かな老後

iDeCo.に加入を

組合員の多くが公的年金として、国民年金に加入されていますが、40年保険料を納入しても支給額は年78万円程度で生活するのは難しいです。このため、公的年金に上乗せする私的年金が必要となります。

4月11日、森永委員長、村西委員長代行の2人は直面する諸課題について、生川建設連合三重理事長と四日市市内で懇談しました。森永委員長は、組合員の加入動向の現状について触れ、「法人成り組合員が増え、適

用除外」の準備を早急に進めて欲しい」と強く要請しました。生川理事長から「森永委員長の要請にこたえるよう建設連合本部とも調整し、来年度から「適用除外」を取り組む前提で準備を進めている」と回答がありました。法人成りして組合を脱退する傾向に強い歯止めを手に入れることが出来ることになりました。同行は「これで組合員の減少を

パラ陸上 吉澤さん出場

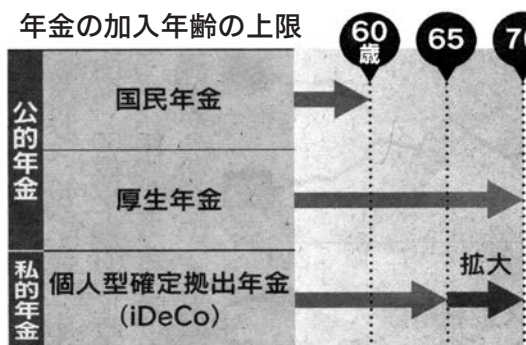
6/8・9 伊勢

8月にフランスで開催されるパラオリピックの出場選考会も兼ねた「日本パラ陸上競技選手権大会」が6月8・9日の両日伊勢で開催されます。この大会に我々の「吉澤

澤雄裕(全盲)さんが出場します。種目は砲丸投げ、円盤投げ、やり投げの三種目に出場します。皆さん応援に伊勢までお出掛けください。



重さ7キロの砲丸を手にポーズをとる 吉澤雄裕さん



防止でき、拡大にも弾みが付きません」と安堵の表情をみせました。現在、建設連合国保に加入している当組合員は約430人で、全体の3割超となっております。お年々この比率は高まっています。 ※法人や従業員5人以上の個人事業主は社会保険(健康保険と厚生年金)に加入する必要がありますが健康保険を建設連合保険を適用、切り替えること。厚生年金はそのまま加入します。 差し引かれますので「節税対策」としても有効です。運用益も非課税で受け取る際の税優遇もあります。 加入者は70歳未満の方で、掛け金は月6万8000円と なっています。60と70歳の間で受給開始年齢を選べる事が出来ます。 特に自営業者の方は定年がないため働いて一定の所得があるため老後の資産形成を今から考える必要があるのではないのでしょうか。 iDeCoについての詳細は労働金庫か組合まで連絡してください。

パートの奥さん必見

■「年収の壁」の実態■

103万円
106万円
130万円

主な「年収の壁」とポイント

	税の壁 103万円	社会保険の壁 106万円	社会保険の壁 130万円
超えた場合の負担	妻に所得税が発生	週20時間以上勤務などで厚生年金に加入※ 保険料は年16万円程度	社会保険の扶養を外れる 週30時間以上勤務などでないと厚生年金に入れない※、国民年金などの保険料発生
ポイント	収入増が税額を上回り 手取り減は起きず	年収125万円で手取り回復 将来の厚生年金が増え、 健保などの給付も手厚く	勤務時間延長で厚生年金加入が一案 106万円で加入できる 勤務先に転職も

(注)会員の夫の税・社会保険の扶養対象だったパート主婦のケース。※ほかに従業員数、月収などの条件がある

厚生年金 加入で生涯設計

人手不足でパートの賃金増えが進み、一定額を超えないよう勤務時間を減らす「働き控え」が増える懸念があります。

ただ年収の壁には誤解も多く壁を超えて働く利点は十分理解されています。

年収の壁には税の壁と社会保険の壁があります。税の壁は103万円を超えると本人に所得税が発生します。しかし壁を1万円超えても所得税は数百円しか増えません。収入増の大半は手取りの増加となりませんが、実際には多くのパート主婦が103万円の範囲内で就業調整をしています。社会保険の壁は106万円と130万円の2つです。106万円は従業員101人以上の企業では月収8万8000円以上を超え週20時間以上勤務などの条件を満たすと厚生年金や会社の健康保険に加入します。配偶者に扶養されていた第3号被保険者は年16万円程度の保険料が発生し手取りが減ることになります。しかし将来は厚生年金が受給でき、病気やケガの際に収入の3分の2の傷病手当金が支給されるなど給付が手厚い。年収106万円を大きく超えることで年収125万程度を上回ると、保険料を引いた手取りでも収入は増えます。22年9月末で8割強が年収125万を超えています。大半の短時間労働者に「働き損」は起きていません。年収が130万円以上になるとの企業では月収8万8000円以上を超え週20時間以上勤務などの条件を満たすと厚生年金や会社の健康保険に加入します。配偶者に扶養されていた第3号被保険者は年16万円程度の保険料が発生し手取りが減ることになります。

離婚したとあ、どうしていますか！

近年、離婚は減少していますが未成年の子がいるケースが半分以上占め、8割以上で母親が親権を得ています。養育費は子が社会的に自立する年齢になるまで子を引き取らなかった方の親が負担します。母子世帯が受ける養育費は平均月5万485円となっていますが、途中で払わなくなったり、そもそもいつまでいかに払うといった取り決めをしていないかたりする親の方が多いようです。離婚の9割が協議離婚で1割が調停や審判など裁判所を利用した離婚となっています。協議離婚といってもほとんどが夫婦で満足な協議をせず離婚届に判子を押して役所に

ると配偶者の社会保険の扶養を外れます。106万円の壁と異なり、週30時間以上勤務でないで厚生年金などに加入できず、国民年金と国保に加入します。保険料の負担の一方で将来の厚生年金の受給などなく不利になります。週30時間以上にして厚生年金に入り、給付増の恩恵を受ける選択が重要になります。

相続登記の義務化 相続放棄増加

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続人は不動産(土地、建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記することが義務化されました。正当な理由がないのに相続登記しない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。一方、不動産や借金などプラス・マイナスどちらの遺産を受け継がない「相続放棄」も年々増えています。人口減少や過疎化が進む中、空き家となった実家を手放したり、縁遠い親族の財産を受け取らなかつたりする例が目立っています。民法では人が死亡した場合、配偶者や子らが一切の遺産を相続すると定められています。マイナスの遺産も相続しなければなりません。不安な方は組合までご相談ください。専門家を紹介します。

産前産後 4ヶ月 保険料免除

産前産後の一定期間の建設国保・国民健康保険料が免除されます。

出産(予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間)の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間で免除されます。

出産とは妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいいます。死産、

流産、早産された方も含まれます。産前産後の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象者は国民年金の加入者で出産予定日の6ヶ月前から届け可能です。詳しくは年金事務所、組合にお聞きください。

国民健康保険料の軽減方法

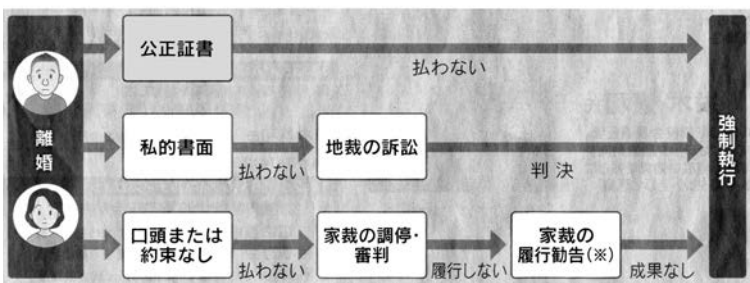
●建設国保組合では出産月の前月から出産月の翌々月(以下「軽減対象期間」)までの出産者の保険料を還付する方式とします。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※ 多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前からの6ヶ月が軽減対象期間です。

出すだけのケースが大半。このため養育費の受領率は28%と離婚した夫婦の4分の1程度となっています。このため母子世帯や子の貧困が常態化し、母子世帯の収入は236万円と一般の給与所得に比べ200万円以上少ない方が大半です。パートといたった非正規雇用が多いことなどが理由です。肝心なのは離婚の際にまず養育費を取り決める事です。年収600万円夫と200万円の子一人を引き取った際は夫が払うのは月4万6万円となり、子が15歳以上だと月6万8万円となります。支払い期間も自由ですが最

養育費の取り決めと確保の手続き



(注)協議離婚の場合、森元みのり弁護士への取材を基に作成。※履行勧告なしで強制執行に進む場合もある